

# 1 ジーンバンクの種子を利用するための法と制度：国際法，国内法，契約の観点から

## 4 Legal System for the use of seed held by Genebank: Perspectives from 5 international law, national law and contract

7 小林邦彦<sup>1</sup>

8 1 総合地球環境学研究所 研究部

### 10 1. 法律から見た種子の取得，利用，譲渡，保管という行為

11 種子を取得，利用（品種の開発や知的財産権の申請等を含む），譲渡（販売，交換，  
12 無償提供など），保管するといった行為は，国際法，国内法，契約が複雑に関係し合  
13 っている．そのため，「種子は誰のものか」という論題に対して，明確に回答できな  
14 い場合がある．なぜなら，種子を譲渡する個人や企業など，当事者の中で交わされ  
15 る契約の条件や内容というのは，原則，公開されることはないためである．ただし，  
16 個人等が特定の個人から貰ったものだと話す場合や，企業が倒産又はその事業から  
17 撤退する際に，報道発表を通じて，譲渡したことを明かす場合が，例外的にある．  
18 では，公的機関によって運営されるジーンバンクが管理する種子は，「誰のものであ  
19 る」と考えられるだろうか．このような問いを検討する場合，種子を管理するジ  
20 ーンバンクへの質問を通じて，明らかにすることが一般的である．しかし，その問い  
21 に対する回答は，関連法の正確な理解なしにはできない．そこで，本稿では，種子  
22 に関連する国際法，国内法，契約に関するこれまでの研究を総説することを目的と  
23 する．

### 25 2. 種子と遺伝資源の関係

26 種子に関連する国際法，国内法を概説するにあたり，種子と遺伝資源の関係を簡  
27 単に整理する．西川が，「栽培に利用される種子の供給と，育種の素材として認識さ  
28 れる作物遺伝資源を一つのシステムの中で議論することは，食料・農業のための生  
29 物多様性の持続可能な管理を担保する可能性を提供するアプローチ」と前述してい  
30 るように，種子と遺伝資源は種子システムの中で，切れない関係にある．この考え  
31 は，後述する関連する条約や国内法を制定する中でも，相互に反映されているもの  
32 の，法的観点から扱っている研究は，限られている．法的観点から正面に扱った研  
33 究以外では，種子と遺伝資源の関係について，遺伝資源が種子であるということ  
34 を踏まえている（河瀬 2012, 浅野ら 2012, 大川 2013 など）．例えば，大川（2013）  
35 は，植物遺伝資源に関する国際条約の交渉過程に焦点を充て，植物遺伝資源は，「遺  
36 伝子のような遺伝的機能単位それ自体を含めた植物体およびその部分（種子，種苗  
37 等）」と結論づけている<sup>1)</sup>．一方で，数少ない法的観点からの研究である磯崎（2015）  
38 によると，遺伝資源は，物質による分類ではなく，使用目的，つまり，遺伝的機能  
39 を価値対象として利用する場合に，遺伝資源と呼称される．逆に，種子が，遺伝的  
40 機能を価値対象としない場合，例えば，食品としての価値を対象とする場合は，遺

41 伝資源ではなく、生物資源（農産物・食品）として扱われる。そのため、種子は、  
42 遺伝資源と生物資源、2つの側面を有していることが考えられる。大川（2013）の  
43 結論は、物質的観点からの評価に留まっており、法律との関係が、考慮されていな  
44 いものと考えられる。なぜなら、「植物遺伝資源が、種子である」と言った場合、植  
45 物遺伝資源には、新しく開発された品種が含まれることになるためである。ピスト  
46 リウス（2017）は、世界各国における遺伝資源としての種子の収集及び保存などに  
47 関わる各国、特に先進国の活動が、企業や国家による育種事業に結びついているこ  
48 とを政治学的な手法で明らかにしている。その中でも、FAOが1983年に採択した  
49 植物遺伝資源に関する国際的申し合わせを巡り、日本を含む、主要先進国は、遺伝  
50 資源の定義に「新たに開発された品種」が含まれ、植物の新品種の保護に関する国  
51 際条約で保護される育成者権を侵害する恐れがあるとして、受諾しなかった。2018  
52 年3月31日時点の統計によると、新しく開発され、登録された品種の41%は、種  
53 苗会社によるものである<sup>2)</sup>。これらを踏まえると、遺伝資源は種子であり、法律上、  
54 目的に依って、遺伝資源になる場合もあれば、生物資源になる場合もあると理解さ  
55 れる。換言するに、先進国における種子と遺伝資源の関係は、表裏一体として、認  
56 識されていることがわかる。

57

### 58 3. 生物資源及び遺伝資源としての種子に関連する国際法

59 種子に関連する主な国際法・条約は、表1の通りである。

60

61

#### 【表1挿入】

62

63 CBD、ITPGRは、遺伝資源としての側面を中心にしている一方で、UPOV条約  
64 は遺伝資源に関わる側面と生物資源（農産物・食品）に関わる側面を規制管理の対  
65 象としている。

66 CBDは、遺伝資源の取得や利用、更に利用から生じた利益の配分について、定め  
67 ている。しかし、具体的な規制管理の方法は、条約上で定めることはせず、各国の  
68 国内法に委ねることを決めた（「国内法に委ねる」は、遺伝資源の取得は、各国の国  
69 内法に従うことを意味する）。そのため、これまでの研究も、各国の国内法令に焦点  
70 を充てた分析が中心である（林 2003, 田上 2009, Morgera et al 2012など）。  
71 現実に、各国において、講じられている措置は、CBDが標準的な手続きとして定め  
72 る内容の場合もあれば、デンマークのように、許可手続きを必要としない通知のみ  
73 としている国もある<sup>4)</sup>。

74 一方で、ITPGRは、多国間システム（The Multilateral System : MLS）という  
75 制度を設立し、MLSが対象とする植物遺伝資源を指定（MLSに指定された植物遺  
76 伝資源を含めるよう国に義務付け）、MLSに含まれた植物遺伝資源の取得、利用に  
77 係るルール（具体的には、定型の契約書）を条約上で定めた（Manzella 2016）。  
78 MLSが対象とする植物遺伝資源は、附属書1に掲げる植物で、その内、提供の対  
79 象になるものは、「締約国の管理及び監督の下にあり、かつ公共のもの（under the  
80 management and control of Parties and in the public domain）にあるもの」をす

81 べて含む。日本が ITPGR を締結する際、茨城県にある「国立研究開発法人農業・  
82 食品産業技術総合研究機構 遺伝資源センター（以下、農研機構）」が実施する農業  
83 生物資源ジーンバンクで保存している植物遺伝資源を MLS に登録した<sup>5)</sup>。「締約国  
84 の管理及び監督の下にあり」という用語の解釈を巡り、理事会の下に設置された専  
85 門家会合（Ad Hoc Advisory Technical Committee on the SMTA and the MLS of  
86 the Treaty）は、「資源に与えられる処置を決定する権限（例えば、所有権など）を  
87 持っていないなければならない（括弧内は、著者による補足）」という意見を採択した<sup>6)</sup>  
88 （しかし、理事会では、解釈に関する決議は採択されなかった）。農研機構は 2000  
89 年頃に法人化されたことから、ジーンバンクで保存している植物遺伝資源は、歴史  
90 的な経緯からすれば、日本の管理及び監督の下にある植物遺伝資源だと言えるが、  
91 独立行政法人という法人制度に関わる国内法上、日本政府が直接処分できないもの  
92 と考えられる。しかし、農研機構に保存される植物遺伝資源が登録された理由は、  
93 農林水産省による予算措置を通じて（農業生物資源ジーンバンクの管理に関する事  
94 業を委託<sup>7)</sup>）、実質的に管理及び監督していると解釈したためと考えられる。このよ  
95 うに、条約の締結に際しても、「種子は誰のものか？」という法的地位が問題にされ  
96 たものの、現実社会における実態と合理的にかつ論理的に説明可能な条約解釈によ  
97 って、この課題を乗り越えられた。

98 なお、ITPGR が設立した MLS に含まれない（SMTA という定型の契約書を使用  
99 しない）植物遺伝資源の取得は、各国の国内法に従うこととされる。しかし、国内  
100 法とは言うものの、国ごとに制度や考え方、慣習は異なる。そのため、国ごとに種  
101 子に対する正当な権利（具体的には、所有権など）を有している個人や企業等を確  
102 認することが求められる。ただし、ITPGR 第 12 条 3 項 (h) は、「国内法令又は国  
103 内法令が存在しない場合には理事会が設定する基準に従って行われることに締約  
104 国が合意していること」と定めており、理事会が植物遺伝資源の取得に関する基準  
105 を設定することができることを確認している。しかし、ITPGR 発効から 16 年経過  
106 しているものの、当該基準に関して、理事会で議論されたことは、これまでにない。

107 最後に、UPOV 条約を取りあげる。UPOV 条約の目的は、共通の基本原則に基づ  
108 いた審査を通じて、植物の新品種を保護によって、新品種の開発や流通を促進する  
109 ことである（中務 2017）。ここで言及されている共通の基本原則は、育成者権と  
110 いう排他的な権利を付与するための(i) 新規性、(ii) 区別性、(iii) 均一性、(iv) 安定  
111 性の 4 つの条件を指す。左記の 4 つの条件等を満たした植物の新品種を対象に、排  
112 他的な権利が、審査を通じて付与される。しかし、排他的な権利は、永遠に続くわ  
113 けではなく、一定の期間後に消尽する。また、育成者権には、権利の行使が及ばな  
114 い例外の行為が定められている。その 1 つが、遺伝資源としての側面に関連する「新  
115 品種を育成する目的で行われる行為」である。これは、育成者権の排他的利益と公  
116 益性的利益のバランスを取るために設けられたものと評価される。

117 このように、遺伝資源の取得と利用は、条約でそのルールを定める場合もあれば、  
118 条約で定めず、各国の国内法に委ねる場合もあることに注意する必要がある。さら  
119 に、詳細は後述するが、遺伝資源に関する国内法は、民法をはじめ、採取、譲渡、  
120 譲受、貸出、利用（輸出、輸入などを含む）など、多岐に渡る。また、CBD, ITPGR,

121 UPOV 条約は、用語は異なるものの、条約の下に、意思決定機関（締約国会議、理  
122 事会）を設置し、用語の解釈や技術発展に伴う対応など、条約の実施を促進するた  
123 めの枠組みを構築している。

124

#### 125 4. 生物資源及び遺伝資源としての種子に関連する国内法

126 本項は、前者の条約を担保するための国内法を中心に、遺伝資源としての種子に  
127 関連する国内法を概説する。なお、包括的な概説は、磯崎（2017）を参照頂きたい。  
128 CBD や ITPGR に関しては、新規立法は必要としないとの判断から、現行法で担保  
129 したことが、これまでの研究から明らかにされている。CBD 第 15 条 5 項が定めて  
130 いるように、遺伝資源の取得の機会の提供は、事前の情報に基づく国の同意（以下、  
131 PIC 手続きと言う）を必要とすることを標準的な手続きとして定めているものの、  
132 別段の決定を行うことができることも定めている。つまり、CBD は PIC 手続きを  
133 法的義務として定めているのではなく、各国に委ねている。なお、現行法によって  
134 担保したということは、例えば、国立公園内にある遺伝資源を取得する場合は、そ  
135 の自然公園法に従う必要があることを意味しており、関連法<sup>8)</sup>に注意する必要がある。  
136

137 一方で、政府は、種苗法の改正によって UPOV 条約を締結した。種苗法は、新品  
138 種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について  
139 定めることによって、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林  
140 水産業の発展に寄与することを目的と定めている（第 1 条）。種苗法は、新品種を  
141 保護するために、UPOV 条約に準ずる審査手続きを経て、当該申請した品種の登録  
142 を以って、育成者権が発生する。育成者権は、排他的な権利として、登録された品  
143 種を業として利用する権利を専有することができる。ただし、この排他的な権利は、  
144 永久に続くわけではなく、一定の期間のみ効力を有する。原則、品種登録の日から  
145 25 年となっているものの、永年性植物（樹木など）は、登録の日から 30 年となっ  
146 ている。また、育成者権の効力は、新品種の育成その他の試験又は研究のためにす  
147 る品種の利用などの行為に対しては、及ばない。なお、UPOV 条約上、任意規定と  
148 して定められた自家増殖は、特定の品種を除き、育成者権が及ばない。

149

#### 150 5. 種子の取得に関連する個人等による契約～農業ジーンバンクとの関係も含めて 151 ～

152 種子の取得には、契約が重要な役割を果たす。契約は、個人や企業など当事者間  
153 の自由意思に基づいて、相互に合意された事項から成立する。契約書には、用語の  
154 定義、対象物の特定、その引渡や利用、費用、履行請求、紛争解決などに関する詳  
155 細な条件が定められる。この契約書を当事者間で交わすことによって、種子の取得、  
156 交換、売買等が成立する。なお、契約書という明示的な書類に基づかない口頭によ  
157 る契約の成立の場合も考えられる。

158 農業ジーンバンクが保有する種子の取得にも、契約書を交わす必要がある。農業  
159 ジーンバンクは、一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団（以下、振興財団と  
160 言う）によって、実施されている事業の 1 つである。振興財団が保有する種子を取

161 得するためには、申込書を提出する必要がある。申込書と契約書は、法的に異なる  
162 ものであるが、申込書が契約書の役割を果たす場合もある。振興財団が規定する植  
163 物遺伝資源配付規程によると<sup>9)</sup>、申し込みに対して、いくつかの制限を課している。  
164 例えば、振興財団から種子の配付を受けた生産団体や企業などに、「配付を受けた植  
165 物遺伝資源と同量以上の量を振興財団に返却しなければならない」と、種子の返却  
166 が義務付けられる。植物遺伝資源を対象としたジーンバンクに関して、森口(2014)  
167 が、包括的に研究している。森口によると、日本の植物遺伝資源は、上記で言及し  
168 た農研機構以外にも、各都道府県の公設試験場や大学、民間種苗会社、NPO、育種  
169 家、個人農家等によって保存、管理されている。しかし、適切に管理されていない  
170 場合があることや「有機的に連携をして、保存しているわけではなく、保存している  
171 遺伝資源の内容についてもオープンにされない場合が多い」ことを課題として指摘  
172 している。換言すると、この指摘は、保有している遺伝資源を配布する権利の行使  
173 をしていないこと、契約を交わす意思がないことを意味している。そのため、保存  
174 している遺伝資源をオープンにし、自家採種という、失われつつある技術を通じて、  
175 返却義務を申請者に課していることは、前向きに評価をすることができる。

176 ところで、このようなジーンバンクが収集し、保存している遺伝資源の法的地位  
177 は、大学や農家等が保有する遺伝資源と同等である(法的地位とは、憲法及び法律  
178 上、保障される権利、義務を指し、本事例においては、所有権である)。しかし、そ  
179 の遺伝資源を提供した個人等との間で交わした契約によって、利用条件が変わること  
180 に、留意が必要である。ただし、種苗法に基づき、育成者権が付与された品種につ  
181 いては、輸出入や生産、販売等の行為に対して、排他的権利を行使することができる  
182 ため、異なる。例えば、振興財団が、育成者権が付与された遺伝資源を配布する  
183 場合、種苗法上、制限を課することができる行為に関して、許諾を必要とするのか、  
184 又は、利用目的を制限した上で(例えば、新品種の育成に使用するためなど、義務  
185 的例外の場合)、許諾をどのように対応するか、検討することになる。換言するに、  
186 振興財団による貸し出し事業が、種苗法違反になるかどうかは、排他的権利を有す  
187 る振興財団の意思に委ねられる。今後、貸し出し事業が、法律に抵触しないように  
188 するためには、振興財団が受け入れる種子に、排他的権利が付与されているかどう  
189 か、確認することが求められる。仮に、許諾を必要とすることになった場合は、振  
190 興財団と申請者との間で契約書を締結する必要が生じる(具体的な取引としては、  
191 許諾にあたって、許諾料を振興財団に支払うといったことが、想定される)。ただ、  
192 育成者権の登録を維持するためには、年間 6000~36000 円掛かるため、振興財団  
193 の財政基盤を考慮すると、育成者権を申請することは、残念ながら考えられない。  
194 なお、UPOV 条約第 15 条 2 項が定める育成者権の任意的例外は、各国の裁量に委  
195 ねられており、“育成者の正当な利益を保護する条件”として、品種の種類、種子の  
196 量、作物の価値、作物の区域、育成者に報酬を提供するなど、様々な条件が挙げら  
197 れる(UPOV 2009)。

198 以上のように、法律による権利、義務の設定に加えて、契約による権利、義務が  
199 設定されるなど、種子の取引には、様々な法律や制度が、重層的に関わっている。  
200 しかし、その所有の根幹にあるのは、契約である。なお、契約が、その植物遺伝資

201 源に関する権利，義務を定めるだけに，契約内容に不当な制限を課すことが，懸念  
202 されないわけではない．我が国では，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する  
203 法律が，競争を阻害・制限する行為を規制しており，公正取引委員会は，契約によ  
204 る不当な制限がそのような効果を持つ場合は，その契約を是正するための権限を有  
205 する．契約は，契約を交わした当事者のみを拘束するものであり，公にされること  
206 はない．しかし，契約内容を開示できないものの，植物遺伝資源は保存するだけで  
207 なく，利活用が重要であることは，様々な研究者が指摘していることである．その  
208 ため，植物遺伝資源を囲いこむのではなく，保有し，交換又は譲渡することができる  
209 植物遺伝資源を公開していく又は公開していくためのプラットフォームを形成  
210 していくことが期待される．

211

212 連絡先

213 所属 総合地球環境学研究所 研究部

214 住所 〒603-8047 京都市北区上賀茂本山 457 番地 4

215 メールアドレス [kkobayashi@chikyu.ac.jp](mailto:kkobayashi@chikyu.ac.jp)

216

217 注

218 1) 植物遺伝資源は，学術上の使い分けはないものの，遺伝資源の一分類であり，動  
219 物遺伝資源や微生物遺伝資源と同等の用語である．

220 2) 農林水産省 食料産業局 知的財産課による「(4) 品種登録の業種別出願・登録件  
221 数」(平成 30 年 3 月 31 日現在)  
222 [http://www.hinshu2.maff.go.jp/tokei/contents/4\\_gyoshubetsu.pdf](http://www.hinshu2.maff.go.jp/tokei/contents/4_gyoshubetsu.pdf)) を確認くださ  
223 い．

224 3) UPOV 条約 (1991 年改正) は，明示的に目的規定を定めていない．

225 4) 各国の詳しい情報については，環境省が提供する ABS に関する情報サイト  
226 (<http://abs.env.go.jp/>) や生物多様性条約事務局が管理，運営する ABS クリアリ  
227 ングハウス (<https://absch.cbd.int>) を参照ください．

228 5) 農林水産技術会議報 2014 年 7 月 18 日道発表資料「食料及び農業のための植物  
229 遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR) に基づく植物遺伝資源の公開について」  
230 (<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/14/140718.htm>) を参照ください．

231 6) Report of the First Meeting of the Ad Hoc Advisory Technical Committee on  
232 the SMTA and the Multilateral System of the Treaty (IT/GB-4/11/Inf. 7) の  
233 APPENDIX 3 を参照ください．

234 7) 詳細は，日本政府が提出した ITPGR 国別報告書 ([http://www.fao.org/3/a-  
235 bt112e.pdf](http://www.fao.org/3/a-bt112e.pdf)) を確認ください．

236 8) 関連法として，植物防疫法，外国為替及び外国貿易法 (外為法)，自然環境保全  
237 法，自然公園法，都市公園法などが挙げられる．

238 9) 詳細は，植物遺伝資源配付規程 (<https://hsnz.jp/genebank/pdf/kitei.pdf>) を確  
239 認ください．

240

241 文献  
242 浅野賢治・黒田洋輔・鈴木達郎・森下敏和・石黒浩二 (2012) 「北海道農業研究セ  
243 ンターにおけるジーンバンク事業の取り組みーばれいしょ, テンサイ, ソバ, キ  
244 クイモー」『特産種苗』14 : 19-22.  
245 林希一郎 (2003) 「生物遺伝資源アクセスと利益配分に関する途上国の国内法と国  
246 際ルール的发展〜生物多様性条約における利益配分と知的財産権〜」『MRI 三菱総  
247 合研究所所報』41 : 160-199.  
248 磯崎博司 (2015) 「条約の実施確保に向けて:国内措置の整備義務」『上智大学地球環  
249 境学ジャーナル』10 : 1-26.  
250 磯崎博司 (2017) 「我が国における生物資源取得の際の法的整理」『平成 28 年度我  
251 が国におけるデータ駆動型社会に係わる基盤整備 (生物多様性総合対策事業) 委託  
252 事業報告書』169-181.  
253 河瀬眞琴 (2012) 「農業生物資源ジーンバンク事業」『特産種苗』14 : 10-14.  
254 Manzella, Daniele (2016) The Global Information System and Genomic  
255 Information: transparency of Rights and Obligations (IT/GB7/SAC-1/16/ BSP 10).  
256 *FAO* : 1-20.  
257 Morgera, E., M. Buck. and E. Tsioumani (2012) 「The 2010 Nagoya Protocol on  
258 Access and Benefit Sharing in Perspective: Implications for International Law  
259 and Implementation Challenges」: 1-542.  
260 森口洋充 (2014) 「日本の遺伝資源の保存とその課題(21 世紀の国土・自然資源管  
261 理)」『季刊政策・経営研究』1 : 49-58.  
262 UPOV (2009) Explanatory Notes on Exceptions to the Breeder's Right under  
263 the 1991 Act of the UPOV Convention. (UPOV/EXN/EXC)  
264 ([https://www.upov.int/edocs/expndocs/en/upov\\_exn\\_exc.pdf](https://www.upov.int/edocs/expndocs/en/upov_exn_exc.pdf)).  
265 中務尚子 (2017) 「UPOV 条約についての考察〜育成者権の権利範囲確定の視点〜」  
266 『Law and Technology』76 : 138-142.  
267 大川雅央 (2013) 「食料農業植物遺伝資源条約の課題とわが国の品種保護制度のあ  
268 り方に関する考察」『博士論文』: 1-123.  
269 ピストリウス ロビン (小林秀治・長峰司 訳) (2017) 「科学者, 植物そして政策  
270 植物遺伝資源の動向の歴史」『農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究セ  
271 ンター (広島)』: 1-143.  
272 田上麻衣子 (2009) 「中国における遺伝資源及び伝統的知識に係る ABS 規制の現  
273 状」『東海法学』41 : 69-100.  
274

表1 種子（生物資源・遺伝資源の両側面）に関連する主な条約

条約名	生物の多様性に関する条約	食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約	植物の新品種の保護に関する国際条約
略称	CBD	ITPGR	UPOV 条約
加盟国数 （2019年4月）	196 か国・地域	145 か国・地域	75 か国・地域
採択年	1992 年	2001 年	1961 年（1972 年，1978 年，1991 年に改正）
発効年	1993 年	2004 年	1998 年
日本の締結の有無	有	有	有（1991 年条約）
条約の目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生物多様性の保全</li> <li>2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用</li> <li>3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（第1条）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全</li> <li>2. 食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用</li> <li>3. 食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（第1条）</li> </ol>	締約国が共通の基本原則に立脚して植物の新品種を保護することにより，優れた新品種の開発や流通を促進すること（中務2017） <sup>3)</sup>